# 令 和 元 年 度

第4回 定期監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	監査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	監査の実施場所及び実施日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	指摘事項	
	なし	
	指導事項	
	<ul><li>1.観光交流課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3
	<ul><li>2.商工労政課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3
	検討事項等	
	1.観光交流課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4



元 監 第 1 5 4 号 令和元年12月25日

 南 相 馬 市 議 会 議 長
 今 村
 裕 様

 南 相 馬 市 長 門 馬 和 夫 様

 南相馬市教育委員会教育長 大 和 田 博 行 様

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌 一

令和元年度11月、12月実施分定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して 実施し、同条第9項の規定により監査の結果を下記のとおり報告します。

記

#### 1 監査の種類

定期監査(11月、12月実施分)

#### 2 監査の対象

対	象	部	局	等	対 象 課 等
経		済		部	商工労政課、観光交流課
鹿		島		X	地域振興課、市民総合サービス課
小		学		校	鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校
幼		稚		袁	鹿島幼稚園、八沢幼稚園
保		育		袁	かしま保育園、かみまの保育園

#### 3 監査の範囲

平成31年4月から令和元年9月に実施した事務事業

## 4 監査の着眼点

- (1)予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。

(3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

- (1)帳票簿冊等の審査
- (2)監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和元年10月25日~令和元年12月 2日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

実 施 日(監査委員監査)		対	象 説	果 等			実が	<b>包</b>	易所	
	観	光	交	流	課	監	査 委	員	事 務	局
令和元年11月21日(木)	鹿	島	小	学	校	鹿	島	小	学	校
	鹿	島	幼	稚	袁	鹿	島	幼	稚	園
	八	沢	小	学	校	八	沢	小	学	校
令和元年11月22日(金)	八	沢	幼	稚	園	八	沢	幼	稚	園
マ和ルギュー月22日(金)	上	真	野 儿	、 学	校	上	真	予	小学	校
	か	みき	ま の	保育	園	か	み ま	の	保育	園
令和元年11月25日(月)	商	I	労	政	課	監	查 委	員	事 務	局
	か	· L	ま保	!育	園	か	し ā	ŧ 1	保 育	園
令和元年 1 2 月 2 日(月)	鹿	島区	地 域	振 興	!課	鹿	島	X	役	所
	鹿島	昌区市	民総合は	ナービス	ス課	化比	珂		1111	<i>[</i> 7]

#### 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について 改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率 的かつ効果的な事務の執行にあたってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

### 指摘事項

なし

#### 指 導 事 項

#### 1. 観光交流課

#### (1)委託業務として支出している経費が適切でないもの

南相馬市地域おこし協力隊支援業務委託(「田舎暮らし」のブランド価値向上)については、新たな人材を呼び込み、活力あるまちの創造を図るための活動を行う「地域おこし協力隊員」について、その活動や生活・定住のための支援等業務を、受託者に対して委託したものです。

しかし、当該業務に当たる地域おこし協力隊員については、市が直接雇用をしている嘱託職員であるため、活動に係る経費(印刷費、消耗品費、研修費等)については、本来、地方自治法第210条の総計予算主義の原則に基づき取り扱うべきであり、委託費の中から支出することは適切ではありません。

今後は、業務委託内容の見直しを行うとともに、地域おこし協力隊員に係る経費については、市の予算に計上し、適切な事務処理を行ってください。

#### 【関係法令】

地方自治法(抜粋)

(総計予算主義の原則)

第 210 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に 編入しなければならない。

#### 2. 商工労政課

#### (1)旅費の支給申請において適切でないもの

公務のために旅行をする場合は、市職員等の旅費に関する条例第4条の規定に基づき、事前に命令権者が発する旅行命令に従い、旅行をすることになります。その際の旅費は、原則として、概算払いにより資金を受け取り、帰庁後速やかに精算をしなければなりません。

しかし、今回、確認をしたところ、旅行完了後の確定額で旅費が請求されている事例が多くあり、中には、帰庁後、約1か月を経過してから旅費支給に係る事務処理を行っているケースも見られました。

万が一、出張中に負傷をした場合、旅行命令票がなければ公務災害の認定がされないなど、大変な事態を招きかねませんので、必ず、事前に旅行命令を受けるよう徹底してください。また、旅行命令が発せられたら、速やかに、旅費支給に係る事務処理を行うよう、事務の迅速化を心がけ、適切な事務処理をお願いします。

## 【関係法令】

南相馬市職員等の旅費に関する条例(抜粋)

#### (旅行命令等)

- 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する 旅行命令等によって行われなければならない。
  - (1)前条第1項第1号の規定に該当する旅行 旅行命令
  - (2)前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑 な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限 り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等(規則で定める旅行命令を除く。)を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票(以下「旅行命令票等」という。)に当該旅行に関する記事を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等(規則で定める旅行命令を除く。)を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。

## 検 討 事 項

#### 1.観光交流課

## (1)経済交流活性化推進活動支援事業における報償金の交付において検討を要する もの

本事業は、市内の物産事業者や民間交流活動団体等が、販路拡大や風評被害の払 しょくを図るため、福島県外の各種交流イベント等で物産販売を実施した場合、経 済交流活性化推進活動支援事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき報償金 を交付するものです。

しかし、要領を見てみると、物産販売の活動に係る経費(旅費、食糧費、燃料費等)の一部を報償費として支出するものであり、助成金としての性質が強いことから、予算科目としては第8節の報償費ではなく、第19節の負担金補助及び交付金とするのが適切であると考えます。

なお、本事業については、震災直後の混乱期において、本市の物産を直接手に取り安全性を確認してもらう、また、認知してもらおうと独自に取り組む団体等に対する報償(謝礼)の意味合いであったと推測されますが、時間の経過とともに、販

売活動に対する助成金としての性質が強くなってきているものと考えます。また、 事業者が自社製品を販売することは、通常の営業活動によるものであり、市が、そ の活動経費を負担すべき理由、負担することによって生まれる効果について、評価・ 検証が必要です。

あくまで、投入された公金の原資は市民からの貴重な税金であります。市民に対して適正性かつ透明性を説明できるよう、この報償金のあり方、対象となる経費について、整理・検討をお願いします。

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等(意見)に区分して 記載しています。

指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として 文書をもって指摘したもの

指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない 事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等(意見)…特別に検討等を必要とするもの